

株 主 各 位

東京都品川区西品川1丁目1番1号
株式会社デュアルタップ
代表取締役社長 臼 井 貴 弘

第16回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第16回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

近時、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、政府からは基本的な感染対策の徹底が要請されております。本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいたうえで、開催させていただくことといたしました。

なお、書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年9月28日（水曜日）午後5時までに到着するようご送付いただくか、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」に従って当社の指定する議決権行使サイト（<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>）より議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年9月29日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都品川区西品川一丁目1番1号 大崎ガーデンタワー12階
デュアルタップ本社 セミナールーム
3. 目的事項
報告事項
 1. 第16期（2021年7月1日から2022年6月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第16期（2021年7月1日から2022年6月30日まで）計算書類報告の件
- 決 議 事 項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
 - 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
 - 第5号議案 会計監査人選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

当社は、本定時株主総会招集ご通知に添付すべき書類のうち、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.dualtap.co.jp/>）に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知提供画面には記載しておりません。

なお、上記書類につきましては、監査等委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした書類の一部であります。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に訂正等が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.dualtap.co.jp/>）に掲載させていただきます。

新型コロナウイルス感染防止のため 当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます



インターネットによる議決権行使のご案内

行使
期限

2022年9月28日（水曜日）午後5時入力完了分まで

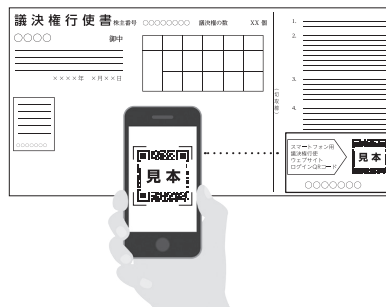
※なお、2022年9月17日（土曜日）午前5時より2022年9月20日（火曜日）午前5時までは、システムメンテナンスのため「スマート行使」ウェブ
サイトおよび、「議決権行使ウェブサイト」がご利用いただけませんので、
あらかじめご了承ください。

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく
議決権行使ウェブサイトログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを
読取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

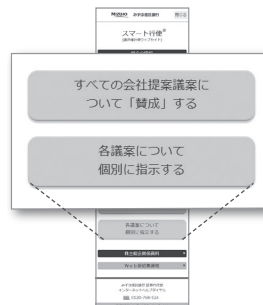


- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力くだ
さい。

「スマート行使」の議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが
PC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の
「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、
再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読取っていただくと、PC向けサイトへ
遷移出来ます。



書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
☎ 0120-768-524

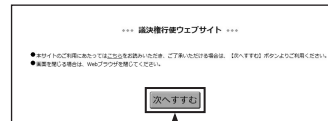
(受付時間 年末年始を除く 午前9時～午後9時)

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使
ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1** 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

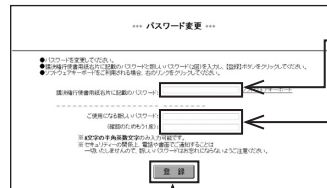
- 2** 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」
を入力

「次へ」をクリック

- 3** 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」
を入力

実際にご使用になる
新しいパスワードを
設定してください

「登録」をクリック

- 4** 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

パソコンやスマートフォン、携帯電話のインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

(提供書面)

事業報告

(2021年7月1日から
2022年6月30日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2021年7月1日～2022年6月30日）における我が国の経済は、7月から8月にかけて東京オリンピックの開催があったものの、新型コロナウイルスの感染症の拡大による緊急事態宣言が発出されるなど、景気の回復は不安定な状況でした。しかしながら、2021年終盤から感染者数の減少を受け行動制限の緩和も始まり、経済活動の正常化に向け、徐々に回復の兆しが見えてまいりました。一方で、資源価格の高騰、インフレ率の上昇、東欧情勢の緊迫、欧米における金利上昇、そして急激な円安と、景気の先行きは依然として不透明な状況にあります。

首都圏の新築分譲マンション市場は、2022年上半期（1～6月）の供給戸数が1万2,716戸で、前年同期比4.2%減の2年ぶりの減少となりました。2022年下半期の供給見込みは2万戸であり、年間供給は2021年から3.4%減の3.25万戸となる予定です（株式会社不動産経済研究所調べ）。

当社グループは「23区・駅近・高機能マンション」をコンセプトに、資産運用型マンション「XEPEC（ジーベック）」の開発・分譲を行ってまいりました。

（※ 当社では「駅近」とは駅徒歩10分以内の距離としております。）

東京都の人口は、感染症をきっかけとしたテレワークの普及もあり、転出超に転じた時期もありましたが、一転2022年は6ヵ月連続の転入超となりました（総務省住民基本台帳人口移動報告）。都内の賃貸物件、特に当社のグループに属する資産運用型マンション（ワンルームタイプ）市場では、人口流入が回復し始めているように、徐々に需要が上がってきています。また、賃料も緩やかではありますが上昇の兆しが見えてきました。今後も、賃貸マンションの需給バランスは急激に変化することなく、マンションの資産性は維持されるものと考えられます。

このような状況のもと、当社グループの当連結会計年度の売上高は、10,756百万円（前期比75.0%増）となりました。

営業利益につきましては、不動産販売事業において、金融機関の評価額が低下したため一部事案で想定していた利益を確保できなかったこと、国内外のコロナ禍による影響により個人顧客層の商談期間が長期化したこと、さらに、販売強化のための人材投資、リーシングに伴う広告宣伝費などの販売費及び一般管理費の増加が利益を圧迫し、50百万円（前期比70.9%減）となりました。

経常利益につきましては、多額の違約金収入を計上し、95百万円（前期比58.5%増）とな

りました。親会社株主に帰属する当期純利益は57百万円（前期比384.1%増）となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

（不動産販売事業）

不動産販売事業においては、資産運用型マンション「XEBEC（ジーベック）」に加え、中古マンションを取り扱ってまいりました。個人投資家だけでなく、私募REITへ販売する等、販売チャンネル及び顧客層の拡大に努めてまいりました。

以上の結果、売上高93億98百万円（前期比95.1%増）、セグメント利益67百万円（前期比3.4%増）となりました。

（不動産管理事業）

不動産管理事業は、賃貸管理事業及び建物管理事業より構成されております。賃貸管理においては、募集賃料の見直し及び空室率の低減に注力し、管理物件の資産性向上を図ってまいりました。建物管理においては、当社が分譲した物件以外の新規契約獲得を推進してまいりました。

以上の結果、売上高11億8百万円（前期比6.7%減）、セグメント損失3百万円（前期はセグメント利益1億40百万円）となりました。

（海外不動産事業）

海外不動産事業においては、感染症により、渡航できなかったこともあり、インバウンド、アウトバウンドともに取引が減少しました。マレーシアで展開する建物管理業は、住宅や商業施設等の建物管理事業を推進し、順調に推移いたしました。また、飲料メーカー（KIIVA社）とのマレーシア合弁事業はほぼ計画通りに進捗しております。

以上の結果、売上高1億88百万円（前期比62.3%増）、セグメント損失28百万円（前期はセグメント損失27百万円）となりました。

（営業支援事業）

営業支援事業においては、法人向けに営業活動全体のコンサルティング事業を行っております。主に製造、技術等に経営資源を集中している企業に対して、営業戦略の立案、営業人員の採用、ターゲット企業の選定から企業へのアプローチや営業代行等、コンサルティングから現場レベルのBPO（ビジネスプロセスアウトソーシング）まで総合的な支援を行っております。

以上の結果、売上高61百万円（前期比125.6%増）、セグメント利益6百万円（前期はセグメント損失11百万円）となりました。

事業別売上高

事業区分	第15期 (2021年6月期) (前連結会計年度)		第16期 (2022年6月期) (当連結会計年度)		前連結会計年度比増減	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
不動産販売事業	4,817百万円	78.4%	9,398百万円	87.4%	4,581百万円	95.1%
不動産管理事業	1,187	19.3	1,108	10.3	△79	△6.7
海外不動産事業	115	1.9	188	1.7	72	62.3
営業支援事業	27	0.4	61	0.6	34	125.6
合計	6,147	100.0	10,756	100.0	4,608	75.0

② 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

③ 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区分	第13期 (2019年6月期)	第14期 (2020年6月期)	第15期 (2021年6月期)	第16期 (当連結会計年度) (2022年6月期)
売上高 (千円)	9,543,345	7,254,108	6,147,971	10,756,498
経常利益 (千円)	296,268	366,050	60,175	95,393
親会社株主に帰属 する当期純利益 (千円)	189,002	250,598	11,931	57,754
1株当たり当期純利益 (円)	55.15	73.06	3.48	16.83
総資産 (千円)	5,448,909	4,202,090	7,387,339	5,034,147
純資産 (千円)	1,844,056	2,059,393	2,034,840	2,046,789
1株当たり純資産額 (円)	535.86	598.64	591.08	594.68

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 13 期 (2019年6月期)	第 14 期 (2020年6月期)	第 15 期 (2021年6月期)	第 16 期 (当事業年度) (2022年6月期)
売 上 高 (千円)	9,336,490	7,013,109	5,847,481	10,376,213
経 常 利 益 (千円)	287,909	345,164	69,999	61,268
当 期 純 利 益 (千円)	192,642	235,068	6,032	31,356
1 株当たり当期純利益 (円)	56.21	68.53	1.76	9.14
総 資 産 (千円)	5,510,385	4,166,884	7,368,800	4,952,072
純 資 産 (千円)	1,842,422	2,041,474	2,012,064	2,003,018
1 株当たり純資産額 (円)	535.38	593.42	584.44	581.93

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権 比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社 Dualtap Property Management	9,000千円	100.0%	マンションの賃貸仲介及び売買仲介を行っております。
株式会社デュアルタップ コミュニティ	10,000	100.0	当社販売物件の建物管理を行っております。
株式会社建物管理サービス	5,000	100.0	マンションの建物管理を行っております。
株式会社 Dualtap International	9,000	100.0	当社販売物件を海外投資家に紹介し、海外物件を国内投資家へ紹介しております。
株式会社デュアルタップ グループ	10,000	100.0	企業の営業活動を支援するBPO事業を行っております。
DUALTAP BUILDING MANAGEMENT SDN. BHD.	17,000	100.0	マレーシアにおいて、建物管理事業を行っております。

(注) 当事業年度末日における特定子会社はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループの対処すべき課題について、その内容と対処方針等は以下のとおりです。

1. リスクマネジメント体制の強化

世界的な新型コロナウイルス感染症の感染拡大によるサプライチェーンの混乱、半導体不足の深刻化は、主要産業に大きな経済的ダメージを与えました。昨今では、感染対策に万全を期し、経済社会活動が正常化に向かう中で、各種政策の効果や海外経済の改善等もあり、景気も持ち直していくことが期待されています。しかしながら、ウクライナ情勢等による不透明感がみられる中で、原材料価格の上昇や供給面での制約等によるリスクに十分注意する必要があります。これら以外にも、自然災害、情報セキュリティの不備等による事業に関するリスクは多岐にわたっております。

当社グループが事業を成長させるには、これらのリスクの分析とリスクへの迅速かつ適切な対応及び再発防止が重要な課題と認識しており、リスクが財務状況及び経営成績に与える影響を最小限に抑える体制の強化を図ってまいります。

2. ブランド価値の向上

当社の「23区・駅近・高機能マンション」という『ブランドPR』の強化と、用地仕入れから分譲後の賃貸管理、建物管理まで一貫して手掛ける総合不動産企業としての『コーポレートPR』を強化してまいります。

3. 開発物件の安定的かつ機動的な仕入体制の構築

23区、駅近という限られた範囲での開発は、厳しい仕入れ競争の中で用地情報に対してスピーディーな対応ができるか否かが重要であると考えております。当社グループでは、不動産開発において長年の実績をもつスタッフがトレンドを先読みし、その時代に合ったマンションづくりを心掛けております。

優良な新規物件を安定的に供給していくために、景況感を踏まえた合理的かつ機動的な仕入に努めてまいります。結果として自社ブランドマンション「XEBEC（ジーベック）」を安定供給させることが当社グループの成長に結びつくものと考えております。

4. 優秀な人材確保及び従業員教育

当社は企業の繁栄を従業員の成長に依存しておりますが、近年の好況により採用環境も厳しくなっております。お客様にマンションを提案するためには土地・建物の知識、宅建業法、金融、投資等、多くの知識と経験を必要とするため、社員の業務知識の獲得、専門スキルアップ、マネジメントスキルアップに重点を置き人財への投資を惜しまず、社員の意識向上に努めております。一級建築士、宅地建物取引士、マンション管理士、不動産コンサルティングマス

ター等の専門資格の取得を奨励し、優秀な従業員の教育と定着に努めてまいります。

5. 投資用商品のバリュー確保

当社グループが提供する「資産運用型マンション」において、入居される方々が一番重視されるのは利便性であると考え、23区、駅近の用地仕入れを行っております。また、デザイン性や機能性も求められる時代と考えており、いかにして入居される方々のニーズに合った開発ができるかなど、立地条件や物件のクオリティを意識したマンションづくりを行っております。

さらに、当社グループでは、賃貸管理の専門部署を設置し、最新の入居者情報を確保することにより、サブリース契約及び管理業務契約を締結している物件の入居率を高い水準で維持することに努め、投資商品としてのバリューの確保を図ってまいります。

6. 財務基盤の維持・拡大

優良な新規物件を安定・継続的に供給していくため、また、顧客資産を長期的に安定サポートしていくために、手許流動性の確保や金融機関との良好な取引関係が最重要課題と考えております。このため、一定の内部留保の確保や様々な金融手法への取組み等、財務基盤の拡充を図ってまいります。

7. コンプライアンス経営の強化

当社グループは、企業として成長過程であることから、新規事業への取組みや、より効率的な業務フローの検討が常に社内で行われており、それに伴い内部統制システム整備・構築上の課題が継続的に発生します。当社グループは、監査等委員会監査や内部監査の過程で常に当社グループ内外の状況変化に応じた内部統制システムの仕組みを変更する必要性を検討し、その結果を経営幹部へ速やかに伝達し、対応策の早期構築を促してまいります。

(5) 主要な事業内容 (2022年6月30日現在)

事業区分	事業内容
不動産販売事業	東京23区を中心に資産運用型マンション「XEPEC (ジーベック)」の企画・開発を行っており、主として国内の個人投資家向けに分譲しております。
不動産管理事業	当社が分譲した資産運用型マンションやコンパクト型マンションの賃貸管理、仲介及び建物管理等を行っております。
海外不動産事業	「XEPEC (ジーベック)」を主として海外の富裕層向けに分譲しております。マレーシアにおいて、住宅や商業施設等の建物管理事業及び日本企業の進出支援等を行っております。
営業支援事業	主に製造、技術等に経営資源を集中している企業に対して、営業戦略の立案、営業人員の採用、ターゲット企業の選定から企業へのアプローチや営業代行等、コンサルティングから現場レベルのBPO (ビジネスプロセスアウトソーシング) まで総合的な支援を行っております。

(6) 主要な事業所 (2022年6月30日現在)

① 当社

本 社	東京都品川区
-----	--------

② 子会社

株式会社Dualtap Property Management	本社 (東京都品川区)
株式会社デュアルタップ コミュニティ	本社 (東京都品川区)
株式会社建物管理サービス	本社 (東京都品川区)
株式会社Dualtap International	本社 (東京都品川区)
株式会社デュアルタップ グロウ Ups	本社 (東京都品川区)
DUALTAP BUILDING MANAGEMENT S D N . B H D .	本社 (マレーシア国ジョホール州)

(7) 従業員の状況 (2022年6月30日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
不動産販売事業	23 (－) 名	1名減 (－)
不動産管理事業	10 (1)	1名増 (－)
海外不動産事業	88 (－)	5名減 (－)
営業支援事業	10 (2)	1名増 (2名増)
小計	131 (3)	4名減 (2名増)
全社 (共通)	19 (2)	5名増 (－)
合計	150 (5)	1名増 (2名増)

- (注) 1. 従業員数は就業人員 (当社グループからグループ外への出向者は除く。) であり、臨時雇用者数 (パートタイマーを含む。) は、年間の平均人員を () 外数で記載しております。
2. 全社 (共通) として記載されている従業員数は、特定の事業に区分できない当社の管理部門に所属しているものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
48 (2) 名	5名増 (－)	33.5歳	4.1年

- (注) 従業員数は就業人員 (当社から当社子会社への出向者を除く。) であり、臨時雇用者数 (パートタイマーを含む。) は、年間の平均人員を () 外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年6月30日現在)

借入先	借入残高
株式会社みずほ銀行	1,456,710千円
三井住友トラスト・ローン&ファイナンス株式会社	438,450
新生インベストメント&ファイナンス株式会社	170,000
株式会社きらぼし銀行	106,075
株式会社武蔵野銀行	100,000

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2022年6月30日現在)

- ① 発行可能株式総数 10,080,000株
- ② 発行済株式の総数 3,432,900株 (自己株式487株を含む)
- ③ 株主数 1,185名 (前期末比276名減)
- ④ 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 D i m e n s i o n	1,235,000株	35.98%
株 式 会 社 シ ー ラ ホ ー ル デ ィ ン グ ス	302,000	8.80
白 井 貴 弘	181,000	5.27
a u カ ブ コ ム 証 券 株 式 会 社	167,200	4.87
杉 本 宏 之	95,000	2.77
株 式 会 社 日 本 ワ ー ク ス	77,200	2.25
天 田 浩 平	72,000	2.10
松 永 功 司	68,700	2.00
白 井 英 美	60,000	1.75
牧 留 緋	49,000	1.43

(注) 持株比率は自己株式(487株)を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度末日における新株予約権の状況

名称	新株予約権の数	目的となる株式の数	発行価額	払込金額	行使の条件	権利行使期間
第1回新株予約権	7個	2,100株	—	1株当たり 136円	(注) 1	2016年7月1日から 2024年3月31日まで
第2回新株予約権	84個	25,200株	—	1株当たり 506円	(注) 1	2017年10月1日から 2026年3月31日まで
第3回新株予約権	700個	210,000株	1株当たり 26.67円	1株当たり 628円	(注) 1	2018年10月1日から 2027年5月28日まで

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

- ① 本新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）が権利行使時においても当社、当社の国内子会社及び海外子会社の取締役、執行役員又は従業員の地位にあることを条件とする。
 - ② 新株予約権者の相続人は、本新株予約権を行使することができない。
 - ③ この新株予約権は、新株予約権の目的である株式の時価がこの新株予約権の発行価額とその行使に際して払込みをすべき合計額を下回る場合には、行使することができない。
 - ④ その他の条件については、新株予約権割当契約に定めるところによる。
2. 2015年2月12日付で普通株式1株につき100株の株式分割を実施したことに伴い、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は調整が行われております。
 3. 2018年2月9日付で普通株式1株につき3株の株式分割を実施したことに伴い、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は調整が行われております。
 4. 新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、上記株式分割調整後は300株であります。

② 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名称	取締役 (監査等委員を除く)		取締役 (監査等委員)	
	新株予約権の数及び目的となる株式の数	保有者数	新株予約権の数及び目的となる株式の数	保有者数
第2回新株予約権	10個 (3,000株)	1名	25個 (7,500株)	3名
第3回新株予約権	700個 (210,000株)	2名	—	—

- (注) 1. 第2回新株予約権のうち、取締役（監査等委員を除く）に付与している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。
2. 第3回新株予約権のうち、取締役（監査等委員を除く）1名に付与している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。
3. 取締役（監査等委員）が保有している新株予約権は、当社監査役の地位にあった時に付与されたものであります。
4. 新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、上記株式分割調整後は300株であります。

③ 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役 の 状況 (2022年6月30日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	白 井 貴 弘	(株)Dualtap Property Management 代表取締役社長 (株)Dualtap International 代表取締役社長 (株)デュアルタップコミュニティ 代表取締役会長 (株)建物管理サービス 代表取締役会長 (株)デュアルタップグロウス 代表取締役会長 DUALTAP BUILDING MANAGEMENT SDN. BHD. Director
取 締 役	藤 村 由 美	開発事業部長
取締役 (監査等委員)	都 甲 孝 一	
取締役 (監査等委員)	松 田 秀 正	
取締役 (監査等委員)	酒 井 康 弘	(株)メディア工房取締役
取締役 (監査等委員)	木 呂 子 義 之	弁護士 (株)フィスコ 社外取締役

- (注) 1. 取締役 (監査等委員) 都甲孝一氏、松田秀正氏、酒井康弘氏及び木呂子義之氏は、社外取締役であります。
2. 取締役 (監査等委員) の都甲孝一氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 監査等委員会設置会社のもと、監査等委員が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。なお、2022年6月期の監査等委員会の組織体制としては、常勤者を置かずに非常勤者2名を監査等委員会の長と副に選任し、両者の監査活動により、従来の常勤監査等委員体制と同水準の監査レベルを維持しております。
4. 当社は、取締役 (監査等委員) の全員を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 2021年10月20日をもって、取締役本田一郎氏は辞任により退任いたしました。なお、退任時における担当は取締役財務経理部長、兼業務管理部長でありました。
6. 当事業年度中における取締役の担当の異動は次のとおりであります。
- 該当事項はありません。

7. 当社は執行役員制度を導入しております。取締役兼務者を除く2022年6月30日現在の執行役員は以下のとおりであります。

地	位	氏	名	担	当
執	行	役	員	今	泉
				裕	子
				財務	経理
				部長	

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各監査等委員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社の取締役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用等が填補されることとなり、また、全ての保険料を当社が負担しております。

④ 取締役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年5月14日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名委員会へ諮問し、答申を受けております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能することを目的とした報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準をすることを基本方針とする。

2. 取締役の報酬

当社の取締役の報酬は、金銭による月例の固定報酬および年次の賞与とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社業績、従業員給与の水準も考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

3. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

当社の個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき代表取締役社長がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の担当事業の業績を踏まえた評価配分とする。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、任意の指名報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任をうけた代表取締役社長は、当該答申の内容を踏まえて決定するものとする。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	3名 (-)	64.8百万円 (-)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	4 (4)	19 (19)
合 計 （うち社外役員）	7 (4)	84 (19)

- (注) 1. 取締役（監査等委員を除く）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。また、2021年10月20日付けで退任した取締役1名の報酬額を含んでおります。
2. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2016年9月29日開催の第10回定時株主総会において、年額250百万円以内と決議いただいております。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は2名であります。
3. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2016年9月29日開催の第10回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は4名であります。
4. 取締役会は、代表取締役臼井貴弘に対し各取締役の月例の固定報酬および、年次の賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に指名報酬委員会がその妥当性等について確認しております。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役（監査等委員）酒井康弘氏は、(株)メディア工房の取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）木呂子義之氏は、弁護士及び(株)フィスコの社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
取締役（監査等委員） 都 甲 孝 一	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回出席いたしました。また、当事業年度に開催された監査等委員会15回のうち15回出席いたしました。公認会計士としての豊富な監査経験と財務及び会計に関する専門的知識に基づく意見を述べるなど、取締役会において取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため、必要に応じて助言・提言を行っております。また、監査等委員会において、委員長として重要な審議を行うとともに、監査の遂行状況を各監査等委員に説明し、監査結果についての意見交換等、専門的見地から必要に応じて意見を述べております。
取締役（監査等委員） 松 田 秀 正	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回出席いたしました。また、当事業年度に開催された監査等委員会15回のうち15回出席いたしました。主に企業経営における豊富な経験と幅広い見識に基づく意見を述べるなど、取締役会において取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため、必要に応じて助言・提言を行っております。また、監査等委員会において、副委員長として委員長を補佐し、監査結果についての意見交換等、専門的見地から必要に応じて意見を述べております。
取締役（監査等委員） 酒 井 康 弘	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回出席いたしました。また、当事業年度に開催された監査等委員会15回のうち15回出席いたしました。主に企業経営における豊富な経験と幅広い見識に基づく意見を述べるなど、取締役会において取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため、必要に応じて助言・提言を行っております。また、監査等委員会において、監査等委員会委員長より監査の遂行状況の報告を受け、監査結果についての意見交換等、専門的見地から必要に応じて意見を述べております。

	出席状況、発言状況及び 社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
取締役（監査等委員） 木呂子 義之	<p>当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回出席いたしました。また、当事業年度に開催された監査等委員会15回のうち15回出席いたしました。企業法務における豊富な経験と弁護士として培った専門的知識に基づく意見を述べるなど、取締役会において取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため、必要に応じて助言・提言を行っております。また、監査等委員会において、監査等委員会委員長より監査の遂行状況の報告を受け、監査結果についての意見交換等、専門的見地から必要に応じて意見を述べております。</p>

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第24条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が11回ありました。

(4) 会計監査人の状況

- ① 名称 EY新日本有限責任監査法人
 ② 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	26,150千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	26,150

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
 なお、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額のうち3,150千円は、当事業年度に合意した前事業年度の追加報酬等の額であります。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、DUALTAP BUILDING MANAGEMENT SDN. BHD.については、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

- ③ 非監査業務の内容
 該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、解任が相当と認められる場合には、監査等委員全員の同意により監査等委員会が会計監査人を解任いたします。

この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、当該解任後最初に招集される株主総会において会計監査人を解任した旨とその理由を報告いたします。

また、会計監査人に適正な監査の遂行に支障をきたす事由が生じたと認められる場合には、監査等委員会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 1) 当社及び子会社からなる企業集団（以下、「当社グループ」という。）は、経営理念の具体的な実現のためには、法令の遵守を行うことがその前提であると考えており、様々な機会を通じて、法令等の遵守を役職員個々に周知徹底する。
 - 2) 当社グループは、経営理念の具体的な実践を果たすため、各役職員の行動指針となる「行動規範」を制定し、各役職員に当該規範の徹底的な遵守を求める。なお、同規範の第1条で、法令遵守の徹底を求めることを規定し、当社グループの断固とした姿勢を伝えている。
 - 3) コンプライアンス管理規程により、当社グループの具体的な取り組みを明らかにしている。
 - 4) 当社は、コンプライアンス委員会の開催（四半期毎）により、組織的な法令遵守体制を確立している。
 - 5) 当社グループは、役職員個々が自身の法令遵守の徹底もしくは部下の監督を行うとともに、法令違反となる行為及び疑義のある行為に対しては対策を講じることとしている。特に影響が大きいと判断されるときは、当社取締役会は、全社的に問題を解決するための行動をするものとする。
 - 6) 当社グループは、内部通報制度を定め、役職員がコンプライアンス違反又は違反の疑いが強い行為を発見した場合、当該制度に基づき対処することにしており、経営の透明化を図ることに努める。
 - 7) 当社監査等委員又は監査等委員会は、取締役による法令もしくは定款に違反する行為を発見したとき、又はその虞れがあると認めたときは当社取締役会に報告する等、適切な措置を講じる。
 - 8) 当社グループは、反社会的勢力対策規程を定め、反社会的勢力への対応方針を明確にし、反社会的勢力との関係を断絶する業務運営を行う。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社は、取締役会議事録のほか、取締役の職務執行に係る文書を、文書取扱規程に基づき保管し、管理している。
- ③ 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の報告に関する体制
当社は、子会社の事業運営の独立性と自立性を尊重しつつ、子会社の取締役の職務執行の適正を確保するため、「子会社管理規程」に基づき、管理項目毎に報告等の手続方法を定め、報告を受けることとする。
- ④ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 1) リスク管理については、リスクの種類毎の担当部署にて、規程の制定、マニュアルの作成、研修等を行うものとし、組織横断的リスク状況の管理及び全社的対応は、当社総務部が行うものとする。
 - 2) 経営上の重大なリスクへの対応方針その他リスク管理の観点から重要な事項については、コンプライアンス委員会、並びに当社取締役会において審議する。
- ⑤ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 1) 当社は、定期的に取り締役会を開催するとともに、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、監査等委員である取締役及び必要に応じて参加する役職者をメンバーとする経営会議にて重要事項の協議を行う。
 - 2) 当社は、取締役会で決定した事項を毎日実施する朝礼で各従業員に速やかに伝達し、また、会社グループ全体の方針等については全体会議にて伝達することでコミュニケーションの適正化を図ることとしている。これにより各従業員が自身の行動を効果的に統制することが可能となっている。
 - 3) 当社取締役会は、全社的な目標として策定する経営計画及び予算等について決議するとともに、その予算達成状況について報告を受ける。
 - 4) 当社取締役は、職務権限規程に定めた職務権限表等に基づき、適切に職務を執行する。

- ⑥ その他当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 1) 当社は、全体会議等で繰り返し経営理念を役職員に周知徹底し、各部門及び各役職員の業務運営状況を把握する。
 - 2) 当社グループは、部門内及び部門間で、フォーマルもしくはインフォーマルを問わず、定期的にもしくは必要に応じ会議を開催し、情報の共有化を通じて管理及び連携を強化する。
 - 3) 当社グループは、当社グループの財務報告に係る内部統制体制を整備し、財務報告の適正性・信頼性を確保する。
 - 4) 当社グループは、業務の適正を確保するために、計画的に内部監査を実施する。
- ⑦ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 当社監査等委員会に求められた場合、当社総務部に監査等委員会の職務を補助する使用人を置くものとする。
- ⑧ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 1) 前号の使用人は当該業務に従事する場合、同監査等委員の指示に従い、その職務を行うものとし、当該業務を遂行するために、他の命令系統の指示は仰がない。
 - 2) 会社として人事考課を行う際に、当該業務の評価を行うのは監査等委員であり、同評価は直接、経営者に伝達されるものとする。
- ⑨ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 当社は、監査等委員会規程を策定し、監査等委員は監査等委員会を補助するスタッフの人事異動、人事評価、懲戒処分等に対して同意権を有している。
- また、当該規程に従い、監査等委員会スタッフは監査等委員からの指示に基づき、社内的重要会議等に出席し、情報の把握に努め、また、監査等委員の指示に基づき、業務執行部門に対して報告を求めることができるものとする。

- ⑩ 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
- 1) 取締役及び使用人（以下、「取締役等」という。）は、監査等委員からの求めに応じて、取締役会その他監査等委員の出席する会議において、随時その職務の執行状況の報告を行うものとする。
 - 2) 取締役等は、当社に著しい損害を及ぼす事実等、当社に重大な影響を及ぼす事項について、速やかに監査等委員会に報告を行う。
 - 3) 監査等委員は、業務執行に係る重要な書類を適宜閲覧するほか、必要に応じて取締役等に対して説明を求めることができる。
- ⑪ 子会社の取締役及び使用人から報告を受けた者が監査等委員会に報告をするための体制
- 監査等委員会は、各子会社から報告を受けた当社取締役及び使用人から報告を求めることができる。また、必要に応じて子会社の取締役及び使用人から直接報告を求めることができる。
- さらに、当社内部監査室は各子会社を監査した結果を監査等委員会に定期的に報告するものとする。
- ⑫ 監査等委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社グループでは、公益通報者保護規程を策定し、当社グループの取締役及び使用人等が社内イントラネット上の「従業員専用相談窓口」等を通じて内部通報を行い、その通報が客観的な根拠に基づき誠意あるものであると判断した場合、当該通報を理由として通報者に対する不利益な取扱いは行わず、かつ、当該通報行為に対する報復行為や差別行為から通報者を保護するものとする。
- ⑬ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査等委員会は、職務の遂行上必要と認める費用について、予め予算を計上できるものとする。また、緊急又は臨時に支出した費用については、事後的に会社に請求できるものとする。

⑭ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1) 監査等委員会は、「監査等委員会規程」に基づいた監査を行うとともに、取締役会その他重要な会議への出席、及び内部監査部門・監査法人等との関係を通じ、監査を実効的に行う。
- 2) 監査等委員は、独自に意思形成を行うため、監査の実施にあたり必要と認めるときは、自らの判断で、弁護士及び公認会計士等その他の外部専門家の活用を検討する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を整備するために、「コンプライアンス管理規程」第9条（行動規範）を制定し、その内容を具体的に反映した「コンプライアンスガイドライン」を当社グループの役員、執行役員及び従業員に配布しております。当該規範の内容が全社を通じて理解され、日々の行動において遵守されているかどうかについて確認するため、監査等委員が内部監査部門と連携して定期的に主要部門及び子会社を対象に監査を行いその結果を取締役に報告いたしました。取締役会は、この報告内容について質疑応答をし、今後とも継続的に「計画・実行・評価・改善」のサイクルに沿って全社の体制の構築と運用を充実させていくことを確認いたしました。

また、基本方針に定めているコンプライアンス委員会を四半期毎に開催し、全社的なコンプライアンスの取組状況及び当社グループの役員、執行役員及び従業員の研修等の状況、監査等委員及び内部監査によって指摘された事項に対する各部門の対処の状況等について報告がされました。

各委員からは担当部署におけるコンプライアンス推進活動の状況と結果について報告がされ、これらの結果は各委員から関係部署に説明をし、今後の業務に活かすように取組みました。

連結貸借対照表

(2022年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,635,396	流動負債	1,992,844
現金及び預金	855,289	営業未払金	50,849
営業未収金	58,230	短期借入金	189,400
販売用不動産	1,595,797	1年内償還予定の社債	20,000
仕掛販売用不動産	1,989,906	1年内返済予定の長期借入金	1,434,909
前渡金	67,214	リース債務	24,569
未収金	23,644	未払金	55,426
その他	51,494	未払法人税等	22,881
貸倒引当金	△6,181	前受金	83,274
固定資産	398,751	その他	111,532
有形固定資産	123,622	固定負債	994,513
建物及び構築物	23,342	社債	30,000
土地	7,244	長期借入金	856,799
リース資産	87,035	受入保証金	59,173
その他	5,999	リース債務	22,528
無形固定資産	81,316	資産除去債務	23,128
のれん	77,913	繰延税金負債	2,474
その他	3,402	その他	409
投資その他の資産	193,812	負債合計	2,987,357
差入保証金	111,281	(純資産の部)	
投資有価証券	32,419	株主資本	2,048,993
その他	50,112	資本金	217,305
		資本剰余金	151,101
		利益剰余金	1,680,922
		自己株式	△336
		その他の包括利益累計額	△7,803
		その他有価証券評価差額金	602
		為替換算調整勘定	△8,406
		新株予約権	5,600
資産合計	5,034,147	純資産合計	2,046,789
		負債純資産合計	5,034,147

連結損益計算書

(2021年7月1日から
2022年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	10,756,498
売上原価	9,611,773
売上総利益	1,144,724
販売費及び一般管理費	1,094,311
営業利益	50,413
営業外収益	
受取利息及び配当金	260
助成金収入	2,003
違約金収入	149,886
その他	13,834
営業外費用	
支払利息	70,239
支払手数料	50,690
その他	74
経常利益	95,393
特別利益	
新株予約権戻入益	400
税金等調整前当期純利益	95,793
法人税、住民税及び事業税	33,759
法人税等調整額	4,279
当期純利益	57,754
親会社株主に帰属する当期純利益	57,754

連結株主資本等変動計算書

(2021年7月1日から
2022年6月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	217,305	151,101	1,662,640	△312	2,030,735
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△39,473		△39,473
親会社株主に帰属する当期純利益			57,754		57,754
自 己 株 式 の 取 得				△23	△23
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	18,281	△23	18,258
当 期 末 残 高	217,305	151,101	1,680,922	△336	2,048,993

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			新株予約権	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 定 調 整 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	1,108	△3,002	△1,894	6,000	2,034,840
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△39,473
親会社株主に帰属する当期純利益					57,754
自 己 株 式 の 取 得					△23
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△505	△5,403	△5,909	△400	△6,309
当 期 変 動 額 合 計	△505	△5,403	△5,909	△400	11,948
当 期 末 残 高	602	△8,406	△7,803	5,600	2,046,789

貸借対照表

(2022年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,500,814	流動負債	1,954,540
現金及び預金	713,795	営業未払金	33,964
営業未収入金	27,691	1年内償還予定の社債	20,000
販売用不動産	1,595,797	短期借入金	189,400
仕掛販売用不動産	1,989,906	関係会社短期借入金	29,000
前渡金	67,214	1年内返済予定の長期借入金	1,434,909
前払費用	33,922	リース債務	24,569
短期貸付金	41,881	未払金	48,789
未収入金	63,033	未払法人税等	19,317
その他	6,230	前受金	75,276
貸倒引当金	△38,659	預り金	76,281
固定資産	451,258	その他	3,033
有形固定資産	117,005	固定負債	994,513
建物	17,654	社債	30,000
車両運搬具	4,847	長期借入金	856,799
工具、器具及び備品	223	受入保証金	59,173
土地	7,244	リース債務	22,528
リース資産	87,035	資産除去債務	23,128
無形固定資産	2,422	繰延税金負債	2,474
ソフトウェア	2,422	その他	409
投資その他の資産	331,830	負債合計	2,949,054
投資有価証券	10,868	(純資産の部)	
関係会社株式	161,512	株主資本	1,996,816
会員権	8,025	資本金	217,305
出資金	200	資本剰余金	151,101
差入保証金	109,937	資本準備金	151,101
保険積立金	38,926	利益剰余金	1,628,745
長期前払費用	1,524	その他利益剰余金	1,628,745
その他	836	繰越利益剰余金	1,628,745
		自己株式	△336
		評価・換算差額等	602
		その他有価証券評価差額金	602
		新株予約権	5,600
資産合計	4,952,072	純資産合計	2,003,018
		負債純資産合計	4,952,072

損益計算書

(2021年7月1日から
2022年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	10,376,213
売上原価	9,349,964
売上総利益	1,026,249
販売費及び一般管理費	994,285
営業利益	31,964
営業外収益	
受取利息及び配当金	845
業務受託手数料	7,920
助成金収入	1,003
違約金収入	149,886
その他	1,135
営業外費用	
支払利息	70,198
社債利息	620
支払手数料	50,690
貸倒引当金繰入額	9,901
その他	74
経常利益	131,485
特別利益	61,268
新株予約権戻入益	400
税引前当期純利益	400
法人税、住民税及び事業税	26,032
法人税等調整額	4,279
当期純利益	30,312
	31,356

株主資本等変動計算書

(2021年7月1日から
2022年6月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						自己株式	株 主 資 本 計 合
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		利益剰余金合計		
		資本準備金	資本剰余金 合計	そ の 他 利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金			
当 期 首 残 高	217,305	151,101	151,101	1,636,862	1,636,862	△312	2,004,956	
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当				△39,473	△39,473		△39,473	
当 期 純 利 益				31,356	31,356		31,356	
自 己 株 式 の 取 得						△23	△23	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							-	
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	△8,116	△8,116	△23	△8,140	
当 期 末 残 高	217,305	151,101	151,101	1,628,745	1,628,745	△336	1,996,816	

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	1,108	1,108	6,000	2,012,064
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△39,473
当 期 純 利 益				31,356
自 己 株 式 の 取 得				△23
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△505	△505	△400	△905
当 期 変 動 額 合 計	△505	△505	△400	△9,046
当 期 末 残 高	602	602	5,600	2,003,018

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年8月26日

株式会社デュアルトップ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 板谷 秀穂 ㊞
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 秀明 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社デュアルトップの2021年7月1日から2022年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社デュアルトップ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人は、その他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違が

あるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年8月26日

株式会社デュアルトップ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 板谷 秀穂 ㊞
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 秀明 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社デュアルトップの2021年7月1日から2022年6月30日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人は、その他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年7月1日から2022年6月30日までの第16期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、今後とも継続して内部統制システムの整備と充実に取り組み、当社グループの体制強化を図ることが重要であると考えております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年8月26日

株式会社デュアルタップ 監査等委員会

監査等委員（社外取締役） 都 甲 孝 一 ⑩

監査等委員（社外取締役） 松 田 秀 正 ⑩

監査等委員（社外取締役） 酒 井 康 弘 ⑩

監査等委員（社外取締役） 木呂子 義 之 ⑩

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第16期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金12.00円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は41,188,956円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年9月30日といたしたく存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるとともに、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (2) 現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (3) 上記の新設及び削除に伴い、規定の効力に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	(削除)
(新設)	<u>(電子提供措置等)</u> 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

現行定款	変更案
<p>附則 第10回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であったものを含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお、同定時株主総会の決議による変更前の定款第35条の定めるところによる。</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p>	<p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しない。</u></p> <p>附則 <u>第1条</u> 第10回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であったものを含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお、同定時株主総会の決議による変更前の定款第35条の定めるところによる。</p> <p><u>（株主総会資料の電子提供に関する経過措置）</u></p> <p><u>第2条</u> 定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び定款第15条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月29日から効力を生ずる。</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</u></p> <p><u>3 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（2名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制の強化のため1名を増員し、取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当社の 株式数
1	うすい たかひろ 白井 貴弘 (1977年7月23日) 再任	1996年5月 (株)光通信入社 2000年5月 (株)フレッグインターナショナル入社 2002年12月 同社取締役営業部長 2005年11月 (株)ティー・バイ・エスインターナショナル 設立 同社代表取締役社長 2006年8月 当社設立 当社代表取締役社長（現任） 2011年5月 (株)D-style （現(株)Dualtap Property Management）設立 同社代表取締役 2012年7月 (株)Duta Pacific Management （現(株)Dualtap International）設立 同社取締役 2014年3月 (株)Dualtap Property Management 取締役 2015年11月 (株)デュアルタップ合人社ビルマネジメント 取締役（現任） 2017年10月 (株)デュアルタップコミュニティ設立 同社代表取締役社長 (株)Dualtap Property Management 代表取締役社長（現任） (株)Dualtap International 代表取締役社長（現任） DUALTAP BUILDING MANAGEMENT SDN. BHD. Director（現任） 2018年7月 (株)建物管理サービス 代表取締役社長 2020年7月 (株)デュアルタップコミュニティ 代表取締役会長（現任） (株)建物管理サービス 代表取締役会長（現任） 2020年9月 (株)デュアルタップグロウス 代表取締役会長（現任）	181,000株
【取締役候補者とした理由】 白井貴弘氏は、当社創業者として強いリーダーシップを発揮し、グループ経営における豊富な経験と実績を有し、経営の指揮を執り続けています。当社グループの持続的な発展・企業価値向上を目指すうえで、今後も業務執行を行う適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者としてしました。			

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 株式の数
2	ふじむら ゆみ 藤村 由美 (1961年1月13日) 再任	1985年2月 (株)アイリス館入社 1991年6月 井原住販入社 1996年11月 (株)フレグインターナショナル入社 2008年7月 当社入社 2016年9月 当社取締役開発部長 2017年7月 当社取締役開発事業部長 2018年12月 当社取締役開発事業部長兼営業部長 2020年1月 当社取締役開発事業部長(現任) 【取締役候補者とした理由】 藤村由美氏は、開発体制の強化を図るため当社に入社以来、不動産業界における豊富な業務経験と知見・能力を活かし、当社の開発業務に多大に寄与しています。今後も当社グループの開発業務の発展に寄与する人材と判断し、引き続き取締役候補者となりました。	20,700株
3	いまいずみ ひろこ 今泉 裕子 (1963年12月19日) 新任	1984年4月 マツダ(株)入社 1990年1月 シティバンク、エヌ・エイ 東京支店入社 1995年3月 シティトラスト信託銀行(株)入社 2005年12月 シティバンク銀行(株)入社 2007年12月 エートス・ジャパン (Aetos Japan LLC) 入社 2017年11月 Tokio Marine Compañía de Seguros, S.A. de C.V. (東京海上日動メキシコ) 入社 2019年9月 ウィズシード・ホスピタリティ・マネジメント(株)入社 2022年1月 当社入社、当社執行役員財務経理部長(現任) 【取締役候補者とした理由】 今泉裕子氏は、管理体制の強化を図るため当社に入社以来、執行役員として財務経理部を指揮しており、また、不動産関連業務の経験を活かし、当社グループの管理体制の強化を図っています。今後も当社グループの管理体制の強化に寄与する人材と判断し、取締役候補者となりました。	-

- (注) 1. 今泉裕子氏は、新任の取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者の業務遂行に関して提起された損害賠償請求による損害(争訟費用を含みます。)を、当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、任期中に当該保険契約を更新する予定であります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、機動的な監査の実施を図るために監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
1	かごはら かずあき 籠原 一晃 (1967年3月4日) 新任	1995年3月 朝日監査法人（現 有限責任あずさ監査法人）入所 2001年10月 籠原公認会計士事務所開設 所長（現任） 2011年6月 ビジネスソリューションパートナーズ(株)（現 ㈱企業財 団研究所） 代表取締役（現任） 2011年6月 ジーエルサイエンス(株) 監査役 2015年6月 ジーエルサイエンス(株) 取締役監査等委員（現任）	一株
2	さかい やすひろ 酒井 康弘 (1961年8月20日) 再任	1985年4月 野村證券(株)入社 2000年12月 第一通信(株)入社 2001年1月 同社取締役 2001年8月 同社常務取締役 2002年1月 (株)リロ・ホールディング（現 (株)リロググループ） 執行役員 (株)イー・テレサービス 取締役 2005年5月 (株)メディア工房 入社 2006年11月 同社取締役 2008年1月 イーグルホールディングス(株) 入社 2009年6月 同社取締役 2011年1月 S T 合同会社設立 代表社員 2012年3月 (株)メディア工房 顧問 2012年11月 同社取締役（現任） 2015年2月 当社社外監査役 2016年9月 当社社外取締役〔監査等委員〕（現任）	一株

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 株式の数
3	きろこ よしゆき 木呂子 義之 (1966年6月13日) 再任	1990年4月 (株)太陽神戸三井銀行(現(株)三井住友銀行) 入行 2004年10月 弁護士登録(第二東京弁護士会)(現職) 2012年11月 (株)SHIFT 社外監査役 2015年9月 当社社外取締役 2016年9月 当社社外取締役【監査等委員】(現任) 2018年5月 Personal Capital (株)取締役(現任) 2019年3月 (株)フィスコ 社外取締役(現任)	2,000株

- (注) 1. 籠原一晃氏は、新任の監査等委員である取締役の候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 籠原一晃氏、酒井康弘氏及び木呂子義之氏の各氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。現在、酒井康弘氏及び木呂子義之氏は当社の監査等委員である社外取締役であります。各氏の在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。
- (1) 籠原一晃氏は、公認会計士としての豊富な監査経験と財務及び会計に関する専門的知識に基づき、適切に監査を行っていただけるものと期待し、監査等委員である取締役として適任でありますので、選任をお願いするものであります。また、同氏は社外監査等委員となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記理由により監査等委員である取締役の職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
- (2) 酒井康弘氏は、主に金融機関での株式市場に関する専門知識と企業経営における幅広い経験と豊富な見識に基づき、適切な監査機能を行っていただくことが期待され、監査等委員である取締役として適任でありますので選任をお願いするものであります。
- (3) 木呂子義之氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する経験が豊富であり、幅広い知見を有していることから、当社の経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等に十分な役割を發揮していただけるものと期待し、監査等委員である取締役の選任をお願いするものであります。なお、同氏は、弁護士としての専門的な知識・経験等から、当社における内部統制及びコンプライアンスの強化等に適任であると考えております。
4. 当社と酒井康弘氏及び木呂子義之氏とは、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。また、籠原一晃氏、酒井康弘氏及び木呂子義之氏の各氏の選任が承認された場合には、当社は引き続き同様の契約を締結する予定であります。
5. 当社は、酒井康弘氏及び木呂子義之氏の各氏について東京証券取引所に独立役員として届け出ており、本議案が承認され、籠原一晃氏、酒井康弘氏及び木呂子義之氏の各氏が選任された場合には改めて各氏を独立役員として届け出る予定であります。

第5号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任となりますので、監査等委員会の決定に基づき、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

監査等委員会が東邦監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、同監査法人の監査体制、経験、専門性等の職務遂行能力及び独立性、品質管理体制等を総合的に検討した結果、当社の事業規模に適した新たな視点での監査が期待できることから、適任と判断したためであります。

会計監査人候補者は次のとおりであります。

(2022年6月末日現在)

名 称	東邦監査法人	
事 業 所	東京都千代田区神田小川町三丁目3番2号	
沿 革	1979年3月 設立	
概 要	資本金	19百万円
	構成人員	
	代表社員・社員	12名
	公認会計士	44名
	その他（米国公認会計士、公認会計士試験合格者含む）	13名
		計69名
	監査関与社数	90社※
		※2022年3月現在

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都品川区西品川一丁目1番1号
大崎ガーデンタワー12階
デュアルタップ本社 セミナールーム
TEL 03-6893-0001



(交通のご案内)

● J R線 大崎駅(南改札口) 徒歩7分

駐車場のご用意はいたしかねますので、ご来場の際は公共交通機関をご利用くださいますようよろしくお願ひ申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。